

# 高槻ワーキングニュース

～パート・アルバイト等短時間で働く皆さまへ～

平成29年4月1日から社会保険の加入対象が広がっています！

厚生年金保険・健康保険（社会保険）については、平成28年10月から、週30時間以上働く方に加え、従業員501人以上の会社で週20時間以上働く方などにも加入対象が広がりましたが、さらに、平成29年4月からは、従業員500人以下の会社で働く方も、労使で合意すれば、企業ごとに社会保険に加入できるようになり、より多くの方に加入対象が広がりました。

## どんな人が新たに参加することになったのですか？

以下の(1)～(5)の要件を全て満たす短時間労働者の方が対象です。

お手もとに雇用契約書や労働条件通知書、給与明細書などをご用意の上、ご確認ください。

- ① 1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること
- ② 1ヶ月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること
- ③ 雇用期間の見込みが1年以上であること
- ④ 学生ではないこと ※夜間、通信、定時制の学生の方は対象
- ⑤ 以下のいずれかに該当すること

(ア) 従業員数が501人以上の会社（特定適用事業所）で働いている

(イ) 従業員数が500人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている



## 労使の合意はどのように行いますか？

- 労使の合意とは、短時間労働者の方が社会保険に加入することについて、同意対象者（※1）の2分の1以上の同意を得た上で、事業主が、管轄の年金事務所（※2）に申出することをいいます。

（※1）厚生年金保険の被保険者である方々と上記(1)～(4)の要件を全て満たす方々等を指します。

（※2）健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合に対しても申出を行うことが必要です。

- 同意対象者の過半数で組織する労働組合や過半数を代表する者がいる場合には、そうした方々の同意も有効です。
- 社会保険の加入を希望する短時間労働者の方は、お勤めの会社の労働組合の事務局の方や、労使協定の代表者の方などにご相談ください。

●手続きについて詳しくは…厚生労働省ホームページ

または 吹田年金事務所（厚生年金適用調査課）TEL：06-6821-2401 まで

～平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタート～  
保育園等に入れない場合2歳まで育児休業が取れるようになります！

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、育児・介護休業法が変わります。またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

改正のポイントは以下の3点です

### ①：最長2歳まで育児休業の再延長が可能に

- ・1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出るにより育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。
- ・育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

### ②：育児休業等の制度などを個別にお知らせ

- ・事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務が創設されます。

### ③：育児目的休暇の導入を促進

- ・未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

厚生労働省 子ども・子育て



各制度について詳しくは、  
厚生労働省ホームページでご確認ください。



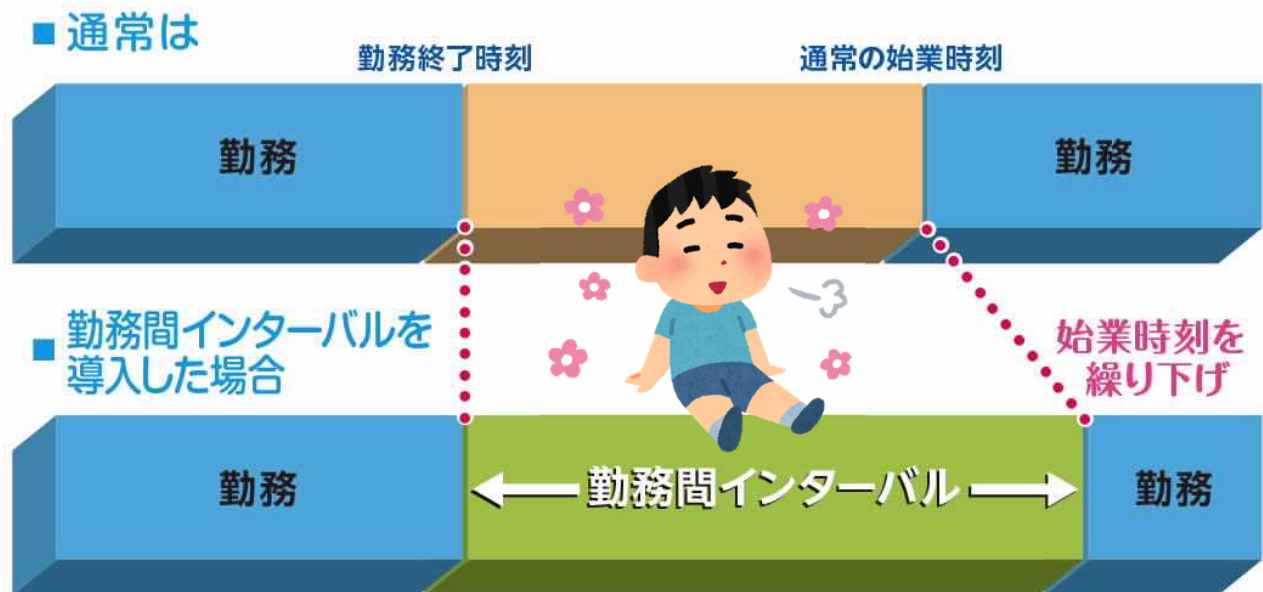
●お問合せ・相談 大阪労働局雇用環境・均等部（指導課） TEL:06-6941-8940  
※ 育児休業給付金については、ハローワーク茨木 TEL:072-623-2551 まで

## ～ワーク・ライフ・バランスのために～ 勤務間インターバルを導入しましょう

### 「勤務間インターバル」とは

「勤務間インターバル」という言葉をご存知でしょうか。「勤務間インターバル」は、勤務終了後、一定時間以上の「休息期間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものです。労働者が日々働くにあたり、必ず一定の休息時間を取れるようにするというこの考え方に関心が高まっています。「勤務間インターバル」を導入した場合として、例えば下図のような働き方が考えられます。

長時間の残業をした翌日の始業時間は…



この他、ある時刻以降の残業を禁止し、次の始業時刻以前の勤務を認めないこととするなどにより「休息期間」を確保する方法も考えられます。

このように、一定の休息時間を確保することで、労働者が十分な生活時間や睡眠時間を確保でき、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることができるようになり、過重労働の防止にも役立つと考えられています。

働く人の健康確保とワーク・ライフ・バランスを実現するために「勤務間インターバル」を導入しましょう。

### 勤務間インターバルの導入に職場意識改善助成金を活用してみませんか

長時間労働の削減や有給休暇の取得促進に取り組む中小企業を対象とする「職場意識改善助成金」に「勤務間インターバル導入コース」が新設されました。助成金は、取組の実施に要した経費の一部が、成果目標の達成状況に応じて支給されます。

詳しくは、厚生労働省 HP または大阪労働局雇用環境・均等部（企画課）までお問い合わせください。

●問合せ・相談 大阪労働局雇用環境・均等部（企画課）TEL：06-6941-4630

## 6月は就職差別撤廃月間 街頭啓発キャンペーンを実施



6月1日（木）午後5時から、JR高槻駅周辺にて、市とハローワーク茨木、高槻地区人権推進員企業連絡会の共催で、6月の「就職差別撤廃月間」に合わせ「しない させない 就職差別」をテーマとした啓発活動の一環として、啓発ティッシュと絆創膏を配布しました。すべての職場、すべての企業から就職差別を解消するため、公正な採用選考についての皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 「高槻地区人権推進員企業連絡会総会」を開催

平成29年度「高槻地区人権推進員企業連絡会総会」を5月23日（火）に高槻市立文化会館の市民会館4階集会室で開催しました。高槻地区人権推進員企業連絡会は、高槻市内に事業所を置く企業126社（2017年3月31日現在）で組織され、「就職の機会均等」と「人権尊重社会の実現」を目指し、企業の立場から、さまざまな人権問題の解決に向け取り組んでいる任意団体です。

総会後の講演会では、京都外国語大学教授のジェフ・バーグランド氏を迎え、『日本から文化力～異文化コミュニケーションのすすめ～』と題し、組織の中での異文化理解という観点から、多様な人間関係を作るポイントについてお話いただきました。



## 7月24日は「テレワーク・デイ」です



tele 離れた場所

work 働く

テレワーク

「テレワーク」とは、「情報通信技術（ICT）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のことです。テレワークを活用して働き方改革に取り組みましょう。

～次回のワーキングニュースは平成29年8月25日発行予定です～